平成30年7月11日

平成30年度 第4回銚子市下水道事業運営協議会 概要

2 場 所 市役所3階庁議室

3 出 席 者 委 員 8名 (宮﨑会長、小濱委員、小倉委員、滑川委員、

安西委員、石橋委員、和田委員、松尾委員)

事務局6名

4 概 要 下記のとおり

記

議題(1)下水道使用料の見直しについて

【決議】

○下水道使用料の改定について:全会一致で賛成

○改定案について

11.1% 4名

17.3% 3名

22.2% 0名

【質疑応答】

委員:下水道使用料の値上げによって個人の消費が縮小したり、企業の利益が減ったり して、最終的に銚子市全体の税収が減少してしまうかもしれない。料金改定による影響の検証はしているのか。

事務局:検証は難しい。

委員:今回の案は全体を17%とし、大口を11%に抑えるために一般家庭が上がっている。 全体の17%にこだわらず、大口は11%のまま一般家庭をもう少し下げた案はない のか。

事務局: 足りない1億円を補うためには22.2%の改定率が必要。それに接続率を考慮した ものが17.3%。他の数字では足りなくなってしまう。

委員: それぞれの改定率の場合、その次の改定はいつ頃となる見込みか。

事務局: 22%、17%の場合は算定期間の33年度までは値上げはない。それ以降はなんとも言えないが、借金の返済が減る見込みであるため、当分は料金改定しなくても問

題ないと思われる。

11%で段階的に行う場合の 2 回目の時期も明言することは出来ない。しかし財政状況が当初の想定より悪化しており、早ければ 31 年 1 月改定後、翌年にも再値上げしなければならなくなるかもしれない。その場合、2 回目の値上げ率は約 11%である。

委員:前回平成22年の改定時にも大口に対し配慮したが、今回の案は大口とそれ以外の値上げ割合があまりにも大きく異なっている。市民からの反発もあるかもしれない。

事務局:同じ料金表なので、大口も 100 m³までは一般家庭と同じ料金を支払っている。別の料金表ではないと説明する。

委員:11%で2回値上げをする場合、2回目の時期や率はどうやって決めるのか。

事務局:また集まっていただくことになると思う。時期ははっきりとは言えないが、改定の翌年に値上げすることになれば算定期間が同じになるので率は残りの約11%である。

委員:値上げした後の影響の想定が出来ていないのであれば私は17%には賛成できない。 また何度も値上げになるというよりは、値上げの影響を緩和するという意味で私は 11%で段階的に値上げしてもらいたい。1回の支払で1,000円以上上がるのはとて もじゃないが理解が得られないと思う。

委員:私は17.3%の方がいいと思う。一般会計からの繰入金が増えるということは逆に 一般行政サービスの低下につながると思う。銚子市の財政の悪さは市民のほとん どがわかっている。呑むところは呑まなければならないと思う。

委員:約11%とこのメンバーで結論が出たとしたら、市としては早い時期に次の値上げをしたいという意見がまずある。けれどそれはあくまで市の意見であってこの協議会で我々が次回何年後に何パーセント上げるのかという結論までは到底出せない。ただし11%で決まった場合には数年のうちに改めてもう一回値上げをする協議が必要なことは認める。我々が付帯意見として出せるのはそこまでかと思う。